田原本町告示第６０号

田原本町高収益作物転換支援奨励金交付要綱を次のように定める。

　　令和３年９月２１日

田原本町長　森　　章　浩

　　　田原本町高収益作物転換支援奨励金交付要綱

（趣旨）

第１条　町長は、高収益作物（主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物であって、野菜、花き及び果樹に該当するものをいう。以下同じ。）の栽培への転換の促進並びに不作付地等の増加抑制及び解消を図るため、農業者に対し、稲作から高収益作物の栽培に転換する経費及び新たに不作付地等を活用して高収益作物の栽培を開始する経費について予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（奨励金の交付対象者）

第２条　奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 経営所得安定対策等実施要綱（平成２３年４月１日付け２２経営第７１３３号農林水産事務次官依命通知）に規定する各種交付金（以下「経営所得安定対策等交付金」という。）の交付申請を行っていること。

(2) 次条に規定する水田において、出荷し、又は販売する目的で高収益作物の栽培を開始する農業者であること。

（奨励金の交付対象地）

第３条　奨励金の交付の対象となる土地は、町内に存する次の各号のいずれにも該当する水田とする。

(1) 経営所得安定対策等交付金の交付申請を行った土地であること。

(2) 当該土地で新たに栽培する作物が、第５条の規定による交付申請をした日の属する年度内に出荷又は販売を行う高収益作物であること。

(3) 当該土地で新たに高収益作物の栽培を開始した後、３年以上継続して当該土地で栽培した高収益作物の出荷又は販売を行うこと。

(4) 新たに高収益作物の栽培を開始する当該土地の面積が、農地台帳に記録された面積を基準として１０アール以上であること。

(5) 当該土地が他人の土地である場合は、利用権の設定を受けていること。

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、１回の申請につき１０万円とする。

（奨励金の交付申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原本町高収益作物転換支援奨励金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、奨励金の交付申請は、同一の地番の土地につき１回とし、同一の申請者が１年度につき申請できる回数は、１回とする。

(1) 経営所得安定対策等交付金の交付申請書の写し

(2) 新規就農者の場合は、青年等就農計画認定書

(3) 前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定）

第６条　町長は、前条に規定する書類を受理した場合において適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。この場合において、町長が奨励金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（記載事項変更の承認）

第７条　奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金の交付の決定を受けた事項の内容について変更しようとするときは、田原本町高収益作物転換支援奨励金内容変更承認申請書（様式第２号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（指示及び検査）

第８条　町長は、当該事業の適正な執行を図るため、必要に応じ、交付決定者に対し指示をし、報告書の提出を求め、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

　（奨励金の請求）

第９条　交付決定者は、奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに、田原本町高収益作物転換支援奨励金交付請求書（様式第３号）に高収益作物を出荷し、又は販売したことを証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項に規定する書類を受理した場合において適当と認めるときは、奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１０条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が第２条に規定する要件に該当しないこととなったとき。

(2) 当該決定に係る土地が第３条に規定する要件に該当しないこととなったとき。

(3) 第６条後段の規定により町長が付けた条件に違反したとき。

(4) 第７条の規定に違反したとき。

(5) 第８条の規定による町長の指示若しくは報告書の提出の求めに従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(6) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

２　町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合であって既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて、当該取消しに係る部分に関し既に交付した奨励金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第５条の規定により交付申請がなされた奨励金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

　　年　　月　　日

　田原本町長　殿

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

田原本町高収益作物転換支援奨励金交付申請書

　田原本町高収益作物転換支援奨励金の交付を受けたいので、田原本町高収益作物転換支援奨励金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　　　金　　　　　　　　　　円

２　高収益作物転換計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　　　　番 | 面積（㎡） | 栽培作物 |
| 田原本町 |  |  |
| 田原本町 |  |  |
| 田原本町 |  |  |
| 合　　　　計 |  |  |

３　添付書類

（１）経営所得安定対策等交付金の交付申請書の写し

（２）新規就農者の場合は、青年等就農計画認定書

様式第２号（第７条関係）

　　年　　月　　日

　田原本町長　殿

申請者

　住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

田原本町高収益作物転換支援奨励金内容変更承認申請書

田原本町高収益作物転換支援奨励金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

１　変更の内容

２　変更の理由

様式第３号（第９条関係）

　　年　　月　　日

　田原本町長　殿

請求者

　住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

田原本町高収益作物転換支援奨励金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定を受けた田原本町高収益作物転換支援奨励金について、田原本町高収益作物転換支援奨励金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額及び振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 請　求　金　額 | 金　　　　　　　　　　　円 |
| 振込先 | 金融機関名 |  |
| 支　店　名 |  |
| 預金種別 |  |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  |
| 口座名義人 |  |

２　添付書類

　高収益作物を出荷し、又は販売したことを証する書類